

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理及び男女共同参画の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等について

I 総括

資料 16-1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理及び男女共同参画の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等について 1

II 苦情及び人権侵害に関する体制

資料 16-2 苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制 2

III 苦情の処理

資料 16-3 苦情の処理件数 7

IV 人権侵害における被害者の救済

資料 16-4 人権侵害に関する相談件数等 9

V 参考資料

参考資料 16-5-1 苦情処理制度の活用促進のための取組 12

参考資料 16-5-2 男女共同参画社会の形成の促進に関する苦情処理体制と処置状況
(平成 29 年 4 月 1 日現在) 15

参考資料 16-5-3 男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済に
体制等 (平成 29 年 4 月 1 日現在) 18

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等について

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）や第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情の処理及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の被害者の救済に関する体制等について調査を行ってきた。

今回、平成29年4月1日現在の国及び都道府県・政令指定都市における苦情の処理や人権侵害の被害者の救済に関する体制（法務省の人権擁護委員については平成29年1月1日）、平成28年度における男女共同参画に関する苦情の処理件数や人権侵害に係る相談件数等についての調査結果は以下のとおりである。

I 調査対象機関

- 各府省庁行政相談窓口等
- 総務省行政相談窓口
- 法務省人権擁護機関窓口
- 都道府県・政令指定都市の苦情処理機関等

II 調査対象事項

1 苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制（資料16-2）

- （1）行政相談委員及び人権擁護委員の数と女性委員の割合
- （2）都道府県・政令指定都市における体制等について

2 苦情の処理件数（資料16-3）

- （1）国に寄せられた苦情の処理件数
- （2）都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数

3 人権侵害に関する相談件数等（資料16-4）

- （1）国に寄せられた相談件数等
- （2）都道府県・政令指定都市に寄せられた相談件数

1 苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制

(1) 行政相談委員及び人権擁護委員の数と女性委員の割合

年	行政相談委員 (4月1日現在)					人権擁護委員 (1月1日現在)				
	総数 (人)	増減 (人)	女性委員 の数 (人)	増減 (人)	女性委員 の割合 (%)	総数 (人)	増減 (人)	女性委員 の数 (人)	増減 (人)	女性委員 の割合 (%)
20	4,901		1,663		33.9	13,287		5,581		42.0
21	4,855	-46	1,646	-17	33.9	13,424	137	5,728	147	42.7
22	4,907	52	1,650	4	33.6	13,586	162	5,897	169	43.4
23	4,860	-47	1,628	-22	33.5	13,689	103	6,036	139	44.1
24	4,915	55	1,652	24	33.6	13,755	66	6,092	56	44.3
25	4,868	-47	1,678	26	34.5	13,767	12	6,134	42	44.6
26	4,927	59	1,697	19	34.4	13,809	42	6,222	88	45.1
27	4,890	-37	1,708	11	34.9	13,843	34	6,302	80	45.5
28	4,939	49	1,738	30	35.2	13,878	35	6,402	100	46.1
29	4,902	-37	1,723	-15	35.1	13,938	60	6,429	27	46.1

(備考) 増減は、総数、女性委員の数それぞれについて、対前年での増減数。

(2) 都道府県・政令指定都市における体制等について (平成29年4月1日現在)

ア 苦情の処理に関する体制

(ア) 体制の整備状況

すべての都道府県・政令指定都市（67自治体）において、苦情処理体制が整備されている。

(イ) 体制の種類

苦情処理体制を庁内に設置する自治体が38自治体と最も多く、27自治体では、第三者機関を設置し、苦情を処理している。

処理体制	設置自治体数	処理機関数
第三者機関(男女共同参画に限る)	25自治体	25処理機関
第三者機関(行政一般を取り扱う)	2自治体	2処理機関
既存の審議会の活用	8自治体	8処理機関
庁内	38自治体	43処理機関
計	73自治体	78処理機関

(備考)

1つの自治体が複数の処理体制を持つことがある。「設置自治体数」について、例えば、北海道の場合、「第三者機関（男女共同参画に限る）」である北海道男女平等苦情処理委員と、「庁内」に設置された機関である道民生活課、道立女性相談援助センターの2種類の処理体制を持つ。この場合、「第三者機関（男女共同参画に限る）」で1自治体、「庁内」で1自治体の計2自治体として計上されている。

また、「処理機関数」について、同じく、北海道の場合、北海道男女平等苦情処理委員、道民生活課、道立女性相談援助センターの3つの処理機関がある。この場合、「第三者機関（男女共同参画に限る）」で1処理機関（北海道男女平等苦情処理委員）、「庁内」で2処理機関（道民生活課と道立女性相談援助センター）の計3処理機関として計上されている。

(ウ) 専従担当者を設置している自治体数と専従担当者数

都道府県・政令指定都市（67自治体）のうち、33自治体で専従担当者が設置されている。

なお、苦情処理を含む複数の業務を担当する常勤職員の場合、業務全体のうち、苦情処理の業務が概ね5割以上を占める職員を専従担当者として計上することとしている。

年度	専従担当者を設置している自治体数	専従担当者数(人)		
		総数	常勤	非常勤
20	31	187	17	170
21	32	183	18	165
22	30	123	11	112
23	(28)	(120)	(9)	(111)
24	31	122	9	113
25	30	107	9	98
26	32	116	9	107
27	32	116	9	107
28	32	115	9	106
29	33	119	13	106

(備考)

1. 4月1日現在の数。
2. 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。

(エ) 苦情処理制度の活用促進のための取組例

県や市のホームページや広報紙での周知や、制度案内のためのパンフレットやリーフレットの作成・配布、電子申請制度の整備等の取組が行われている。各自治体での具体的な取組内容は、参考資料1を参照されたい。

イ 人権侵害の被害者の救済に関する体制

(ア) 体制の整備状況

すべての都道府県・政令指定都市（67自治体）において、人権侵害事案の被害者救済体制が整備されている。

(イ) 体制の種類

人権侵害事案の処理体制を庁内に設置する自治体が67自治体と最も多く、20自治体は、第三者機関を設置し、処理を行っている。

処理体制	設置自治体数	処理機関数
第三者機関(男女共同参画に限る)	19自治体	19処理機関
第三者機関(行政一般を取り扱う)	1自治体	1処理機関
既存の審議会の活用	0自治体	0処理機関
庁内	67自治体	207処理機関
その他	6自治体	8処理機関
計	93自治体	235処理機関

(ウ) 専従担当者を設置している自治体数と専従担当者数

すべての都道府県・政令指定都市（67自治体）に専従担当者が設置されている。

なお、人権侵害事案の被害者救済を含む複数の業務を担当する常勤職員の場合、業務全体のうち、人権侵害事案の業務が概ね5割以上を占める職員を専従担当者として計上することとしている。

年度	専従担当者を設置している自治体数	専従担当者数(人)		
		総数	常勤	非常勤
20	62	1,100	298	802
21	63	1,085	276	809
22	65	1,121	287	834
23	(63)	(1,085)	(277)	(808)
24	66	1,140	313	827
25	66	1,140	323	817
26	66	1,180	334	846
27	66	1,178	325	853
28	67	1,325	349	976
29	67	1,438	354	1,084

(備考)

1. 4月1日現在の数。
2. 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。

(エ) 地域連絡協議会

235処理機関のうち、96処理機関が設置・参加している。

なお、地域連絡協議会とは、人権侵害の被害者救済に関わる国・地方公共団体の各種機関、民間団体等により設置されるものであり、最新の課題や人権侵害の状況、処理困難事例に関する解決手法などの情報共有、相互の連携強化、合同での研修の場の確保等を目的とする。

(オ) 被害者救済に関する処理方法（平成28年度）

- | | |
|----------------------|------------|
| ○ 相談者に対する情報提供 | 211処理機関で実施 |
| ○ 相談内容の調査審議 | 26処理機関で実施 |
| ○ 加害者に対する意見・助言・指導・勧告 | 38処理機関で実施 |

2 苦情の処理件数

(1) 国に寄せられた苦情の処理件数（平成28年度）

(件)

	分野別内訳	総務省 行政相談			各省庁窓口		計	
1	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	46	3	(4)	49	(50)		
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	13	25	(28)	38	(41)		
3	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	39	2	(3)	41	(42)		
4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	1	1	(1)	2	(2)		
5	科学技術・学術における男女共同参画の推進	0	0	0	0	0		
6	生涯を通じた女性の健康支援	3	6	(6)	9	(9)		
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	72	29	(31)	101	(103)		
8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	41	0	0	41	(41)		
9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	27	114	(115)	141	(142)		
10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	11	4	(5)	15	(16)		
11	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	0	2	(3)	2	(3)		
12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	0	2	(3)	2	(3)		
13	その他(男女共同参画の総合的な推進等)	34	1	(3)	35	(37)		
	合計	287	189	(202)	476	(489)		

(備考) 1. ()内は、苦情の内容が複数の分野に該当する場合に、重複計上した数。

2. 国や都道府県・政令指定都市が実施する法律、条令等に基づく制度や、公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方に関する苦情及び人権侵害事案に関する国民や住民からの苦情。なお、「苦情」には、いわゆる苦情のほか、提案や要望、意見等も含まれる。

(参考) 国に寄せられた苦情の処理件数の推移（平成19年度～28年度）

(件)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総務省行政相談	127	143	127	216	284	285	286	233	284	287
各省庁窓口	314	172	1,535	291	304	185	193	87	423	189
				[13,289] (注1)	(337) [374] (注2)	(200)	(226)	(207)	(459) [3,616] (注3)	(202)
計	441	315	1,662	13,796	962	470	479	320	4,323	476

(備考) ()内は、苦情の内容が複数の分野に該当する場合に、重複計上した数。

- (注1) 平成22年度の[]内は、「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)」についての意見募集の結果の数。
- (注2) 平成23年度の[]内は、「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」についての意見・提案募集の結果の数。
- (注3) 平成27年度の[]内は、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」についての意見募集の結果の数。

(2) 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数（平成28年度）

(件)

	分野別内訳	都道府県・政令指定都市
1	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	0
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	3
3	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	1
4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	0
5	科学技術・学術における男女共同参画の推進	0
6	生涯を通じた女性の健康支援	1
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	1
8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	0
9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	5
10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	4
11	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	0
12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	0
13	その他(男女共同参画の総合的な推進等)	5
	合 計	20

(備考) 国や都道府県・政令指定都市が実施する法律、条令等に基づく制度や、公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方に関する苦情及び人権侵害事案に関する国民や住民からの苦情。なお、「苦情」には、いわゆる苦情のほか、提案や要望、意見等も含まれる。

(参考) 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数の推移
(平成19年度～28年度)

(件)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
新規受付件数	62	65	37	101	(43)	62	23	20	35	20
処理済件数	60	69	32	54	(91)	58	30	22	35	20

(備考) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。

3 人権侵害に関する相談件数等

(1) 国に寄せられた相談件数等

ア 法務省の「女性の人権ホットライン」における人権相談件数 (平成19年～28年)

(件)

年	女性の人権ホットライン					合計
	暴行虐待	強制・強要 (セクハラ・ ストーカーを 除く)	セクハラ	ストーカー	その他	
19	2,447	2,004	545	281	17,292	22,569
20	2,657	2,271	447	379	18,243	23,997
21	2,369	2,195	446	291	18,125	23,426
22	2,003	1,920	355	301	18,710	23,289
23	2,183	1,501	413	321	17,590	22,008
24	2,111	1,307	402	328	17,572	21,720
25	1,813	1,254	334	438	17,280	21,119
26	1,694	1,338	412	383	17,206	21,033
27	1,727	1,413	378	306	17,299	21,123
28	1,591	1,202	368	321	15,824	19,306

(備考)

「女性の人権ホットライン」は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものである。

相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から、電話番号を全国共通としている。

イ 法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談件数及び人権 侵犯事件数（平成19年～28年）

（ア）女性を被害者とする人権相談件数

法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談案件のうち、女性を被害者とするもの。

（件）

		年									
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
夫の妻に対する暴行・虐待		5,696	5,757	5,053	4,753	5,012	4,889	4,334	3,869	3,385	3,087
夫の妻に対する強制・強要		4,063	3,903	3,772	3,552	3,293	2,823	2,628	2,400	2,306	2,015
小計		9,759	9,660	8,825	8,305	8,305	7,712	6,962	6,269	5,691	5,102
セクハラ		1,438	1,294	1,165	1,050	1,162	1,108	946	1,119	1,008	947
ストーカー		980	1,102	972	1,092	937	1,152	1,250	1,156	1,069	1,143
女性 が 受 け た 差 別 待 遇	雇用差別	57	47	43	42	40	53	28	34	44	29
	交際に関する差別	18	22	15	14	21	19	37	15	9	15
	商品・サービス等の 提供拒否	10	23	17	16	18	13	11	29	24	19
	差別表現	147	192	70	83	128	123	86	134	108	158
	その他	242	361	321	221	275	244	247	318	409	317
合計		12,651	12,701	11,428	10,823	10,886	10,424	9,567	9,074	8,362	7,730

（イ）女性を被害者とする人権侵犯事件数

法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件のうち、女性を被害者とするもの。

（件）

		年									
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
夫の妻に対する暴行・虐待		2,576	2,662	2,443	2,190	2,293	2,112	1,794	1,529	1,381	1,338
夫の妻に対する強制・強要		1,071	1,034	875	886	881	687	599	434	435	389
小計		3,647	3,696	3,318	3,076	3,174	2,799	2,393	1,963	1,816	1,727
セクハラ		475 (11)	419 (1)	357	320 (3)	362	353 (1)	294	317 (4)	326 (6)	324 (6)
ストーカー		247 (3)	281	221	285	206	233	302	236 (2)	209	192
女性 が 受 け た 差 別 待 遇	雇用差別	4	7	8	5	5	4	6	5	11 (1)	4
	交際に関する差別	2	1	2	3	4	0	3	2	0	1
	商品・サービス等の 提供拒否	0	5	2	1	3	1	1	3	2	2
	差別表現	18	24 (1)	12	13	23	13	10	25	14 (1)	21
	その他	26	29	22	11	19	20	14 (1)	12	17 (1)	14
合計		4,419 (14)	4,462 (2)	3,942	3,714 (3)	3,796	3,423 (1)	3,023 (1)	2,563 (6)	2,395 (9)	2,285 (6)

（備考）（ ）内は、公務員によるものであり、内数である。

(2) 都道府県・政令指定都市に寄せられた相談件数

(件)

年度	行政による 人権侵害	配偶者等からの暴力 (注1、注2)	セクシュアル ・ハラスメント	性被害	その他男女共同 参画に関する 人権侵害(注4)
19	55	62,078	5,219	345	4,985
20	12	68,196	3,056	497	15,927
21	40	72,792	2,847	228	14,005
22	3	77,334	2,830	240	14,417
23	(12)	(82,099)	(3,253)	(330)	(6,005)
24	12	89,490	2,625	599	6,595
25	31	99,961	2,232	898	7,395
26	30	102,963	2,531	1,352	9,661
27	38	122,850 [111,630]	2,105	1,639	30,519
28	15	117,377 [106,367]	2,298	4,187 (注3)	37,489

(備考) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数である。

(注1) 「配偶者等からの暴力」の相談件数について、平成26年度までは、全国に設置されている配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）で定義する配偶者からの暴力（事実婚、婚姻解消後を含む。）に係る相談件数）である。平成27年度以降は、都道府県及び政令指定都市（都道府県・政令指定都市が設置する配偶者暴力相談支援センターを含む。）における相談件数である。なお、「行政による人権侵害」「セクシュアル・ハラスメント」「性被害」「その他男女共同参画に関する人権侵害」の相談件数は、平成19年度から28年度の全ての年度において、都道府県及び政令指定都市における相談件数である。

(注2) []内は、全国に設置されている配偶者暴力相談支援センターにおける27年度及び28年度の相談件数（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で定義する配偶者からの暴力（事実婚、婚姻解消後を含む。）に係る相談件数）である。

(注3) 「性被害」の相談件数が増えた主な要因は、性暴力被害者支援センターが新たに設置されるようになったこと等により、相談件数の報告が増えたためである。

(注4) 男女共同参画局では、都道府県・政令指定都市に対し、人権侵害に関する相談を、その内容に応じて、「行政による人権侵害」「配偶者等からの暴力」「セクシュアル・ハラスメント」「性被害」「その他男女共同参画に関する人権侵害」「分類不能」の6つに分類した上で、報告するよう求めている。26年度（27年度調査）までは、「分類不能」に区分するものの扱いが、自治体により統一されていなかったが、27年度（28年度調査）から、「相談内容が男女共同参画に該当しないもの、取り下げられたもの、未処理のもの」を「分類不能」とするよう、都道府県・政令指定都市に対して改めて連絡した。これにより、各自治体において、相談内容を精査した結果、27年度以降、「その他男女共同参画に関する人権侵害」の件数が増加した。

苦情処理制度の活用促進のための取組

地方公共団体名	取 組 内 容
岩手県	男女共同参画調整委員による苦情処理相談制度について、県のホームページに概要等を掲載している。
福島県	福島県生活環境部男女共生課及び男女共生センターのホームページに、意見申出制度の概要を掲載し、申出様式をダウンロードできるようにしている。
栃木県	県のホームページに制度概要を掲載している。
群馬県	県の広報媒体（新聞・テレビ・ラジオ）の活用、県のホームページへの掲載により、制度を紹介している。
埼玉県	苦情処理リーフレットを作成し、配布している。 県の広報紙に利用案内を掲載している。 ミニカレンダー付きPRカードを作成し、市町村・県内書店・図書館・公立病院等へ配布している。
千葉県	県のホームページ掲載により周知を行っている。
東京都 (公益財団法人 東京都人権啓発 センター)	「人権相談のご案内」のチラシを作成し、関係先に配布している。 (なお、チラシの内容は、男女共同参画に限定したものではない。)
神奈川県	県のホームページに掲載している。
新潟県	リーフレットを作成し、配布している。
富山県	県のホームページで相談窓口を案内している。
石川県	石川県男女共同参画苦情処理機関の趣旨・申出方法を記載したパンフレット及びホームページで周知している。
長野県	男女共同参画推進指導委員制度を紹介するためのリーフレット（「男女共同参画社会づくりのために～長野県男女共同参画推進指導委員制度をご利用下さい～」）を作成し、市町村担当者会議や、講座・研修会等で配布するほか、県ホームページに掲載し、周知に努めている。
岐阜県	県のホームページで、苦情処理の制度を紹介している。
静岡県	制度活用促進のためのチラシを作成し、男女共同参画センターで紹介している。
愛知県	インターネット等により相談窓口を案内している。
大阪府	府のホームページで、苦情処理制度を紹介している。
兵庫県	県のホームページで、苦情処理制度を紹介している。

地方公共 団体名	取 組 内 容
鳥取県	男女共同参画センター広報紙において制度を紹介する、出前講座で制度の紹介と利用の呼びかけを行う、企画講座やフォーラムの際に制度を紹介したチラシを配布する、市町村担当者に申出処理状況報告書を持参し、制度を説明するなどの取組を行っている。
島根県	苦情処理制度や窓口について、県のホームページで周知している。
岡山県	(苦情処理制度に特化したPRは行っていないが、) 様々な相談を受け付ける窓口として、男女共同参画推進センター等のPRを行っている。
山口県	普及啓発パンフレットに、苦情相談窓口に関する情報を掲載している。
徳島県	県のホームページに掲載している。
香川県	県のホームページで、苦情処理制度について周知している。
愛媛県	<p>県のホームページに、苦情処理機関である「愛媛県男女共同参画推進委員」のサイトを掲載し、制度の詳細や申出方法などを紹介している。</p> <p>男女参画・県民協働課が毎月発信している「えひめ男女共同参画メール」に、「男女共同参画推進委員制度」を掲載し、制度の周知に努めている。</p> <p>推進委員の活動状況等を紹介する利用案内(リーフレット)を作成し、市町、大学等関係機関の窓口に配布することで、制度の周知に努めている。</p>
高知県	広報誌(「さんSUN高知」)や広報番組(TV、ラジオ)等により、制度の周知を図っている。
福岡県	苦情処理制度の概要及び申出書等を県のホームページに掲載し、制度の周知を図っている。
熊本県	県のホームページや、県男女共同参画のホームページ(「ならんで」)において、制度の周知を図っている。
宮崎県	苦情処理制度の概要や申出書の様式を県のホームページに掲載し、制度の周知を図っている。
鹿児島県	県のホームページに、制度の概要やQ&A、処理手順を示したフロー図、申出書の様式などを掲載し、周知を図っている。
仙台市	市民便利帳(「せんだいくらしのガイド」)や市及び(公財)せんだい男女共同参画財団のホームページに制度の概要等を掲載しているほか、関係機関(主に公共施設)の窓口でリーフレットを配布している。
さいたま市	<p>男女共同参画推進センター、区役所情報公開コーナー、図書館等で、パンフレットを配布している。</p> <p>市のホームページや広報紙(「市報さいたま」)に制度の概要を掲載し、周知を図っている。</p>
千葉市	市のホームページ等に掲載し、周知を図っている。
横浜市	<p>市や区、関係機関の窓口において、「性別による差別等の相談」専門相談員会議のリーフレットを配布し、制度の周知を図っている。</p> <p>市のホームページで、「性別による差別等の相談」専門相談員会議を案内している。</p>

地方公共 団体名	取 組 内 容
相模原市	市のホームページに男女共同参画専門員制度の概要を掲載する、各種イベントにおいて、男女共同参画専門員制度に関するリーフレットを配布する等の取組を行っている。
新潟市	制度をPRするためのチラシを作成し、配布するほか、市のホームページに制度の概要を掲載している。
静岡市	広報紙に制度の概要を掲載しているほか、パンフレットを作成し、配布している。
浜松市	市のホームページに、制度の概要を掲載している。
名古屋市	市のホームページや広報紙（「広報なごや」）に制度概要を掲載し、周知を図っている。 区役所の情報コーナーで申出書を配布し、周知・啓発に努めている。
京都市	市や苦情の受付を行う機関のホームページ、広報紙に制度の概要を掲載し、周知を図っている。
大阪市	市のホームページへの制度概要の掲載や、男女共同参画センター情報誌への記事の掲載により、周知を図っている。 電子申請による受付を行っている。 リーフレットを作成し、関連施設で配布している。
堺市	市のホームページや、市男女共同参画推進課だより（「Windy」）に制度概要を掲載し、周知を図っている。 電子申請による受付を行っている。 制度の認知度を上げるために、広報用リーフレットを平成27年7月に作成し、市政情報コーナーや各区役所で配布している。 平成29年1月21日～28日の第21回さかい男女共同参画週間において、催し会場に本制度に関するブースを設置し、周知を図った。
神戸市	市のホームページで、制度のPRを行っている。 地域団体・経済団体といった全市的な団体で構成する男女共同参画推進会議の機関誌（「すくらむKOB E」）に制度を紹介する記事を掲載し、制度の活用促進を図っている。
岡山市	市のホームページで制度の概要を紹介し、制度の周知を図っている。
福岡市	各種団体からの依頼に基づく出前講座など、市民と接する機会に、苦情処理制度について説明し、周知を図っている。

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理体制と処理状況（平成29年4月1日現在）

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					苦情を処理する機関名	専従担当者数		苦情の受付を行う機関(窓口)	受付及び処理状況件数 (H28.4.1~29.3.31)												
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会 の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)	その他		常勤	非常勤		受付状況		処理状況										
											総数	前年度以前受付	総数	当該年度受付	処理済(回答済)	非該当、その他	未処理	審議会等にかけて	処理した苦情	その他(男女共同参画)	みで処理したもの等の 担当課やセンター等の 参画		
北海道	H13.10.1	○						2	道民生活課														
	H14.9.1				○				道民生活課、各(総合)振興局環境生活課														
	S32.4.1				○				道立女性相談援助センター														
青森県	H18.4.1			○					青森県青少年・男女共同参画課														
岩手県	H15.4.1	○						3	若者女性協働推進室	1		1	1					1					
宮城県	H20.11.1				○				県政相談室・県民サービスセンター														
	H13.4.1				○			2	みやぎ男女共同参画相談室														
秋田県	H14.4.1			○				4	男女共同参画審議会(苦情処理部会)														
山形県	H14.11.1				○(有)				若者支援・男女共同参画課														
福島県	H14.7.1	○						2	福島県男女共生センター														
茨城県	H14.4.1	○						3	女性プラザ男女共同参画支援室														
栃木県	H15.4.1			○					栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課														
群馬県	H16.9.26				○(有)				人権男女・多文化共生課														
埼玉県	H12.10.1	○						6	埼玉県県民生活部男女共同参画課	2		2	2	1				1					
千葉県	H18.11.20	○						6	千葉県男女共同参画苦情処理委員														
東京都	H12.4.1				○				生活文化局都民生活部男女平等参画課	4		4	4	4									4
神奈川県	H14.4.1				○(有)				男女共同参画施策提案等受付窓口														
新潟県	H14.8.1				○(有)				施策担当課														
富山県	不明				○(有)				少子化対策・県民活躍課	2	1	1	2	2									2
	H13.4.1				○(有)			2	県民共生センター														
石川県	H14.4.1	○						3	石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課														
福井県	H15.4.1				○				福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課														
山梨県	H14.5.10			○					男女共同参画審議会苦情処理部会														
長野県	H15.4.1	○						3	人権・男女共同参画課														
岐阜県	H15.11.1				○(有)				岐阜県健康福祉部子ども・女性局女性の活躍推進課	3		3	3	3									3
静岡県	H13.7.31				○(有)				男女共同参画課	3		3	3	3									3
愛知県	H14.10.1				○(有)				男女共同参画阻害事項相談委員														

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型				苦情を処理する機関名	専従担当者数		苦情の受付を行う 機関(窓口)	受付及び処理状況件数 (H28. 4. 1~29. 3. 31)														
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	行政一般を取り扱う 第三者機関	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)		その他	常勤		非常勤	受付状況		処理状況											
											総数	前年度以前受付	総数	当該年度受付	総数	処理済(回答済)	非該当、その他	未処理	審議会等にかけて 第三者機関・	処理した苦情	みで処理したもの等 を担当課やセンター等の その他(男女共同参画)			
三重県	H14. 4. 1				○	三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課			三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課															
滋賀県	H14. 4. 1				○(有)	女性活躍推進課			女性活躍推進課															
京都府	H16. 4. 1				○(有)	施策担当課			男女共同参画担当課及び施策担当課															
大阪府	H14. 8. 1	○				男女共同参画施策苦情処理委員	3		男女参画・府民協働課															
兵庫県	H14. 10. 1	○				男女共同参画申出処理委員	3		男女共同参画申出処理委員事務局															
奈良県	従前から各課で対応				○	女性活躍推進課			女性活躍推進課、人権施策課、女性センター、こども家庭課、広報広聴課	3		3	3	3									3	
和歌山県	H16. 8. 23				○(有)	青少年・男女共同参画課			青少年・男女共同参画課															
鳥取県	H13. 4. 1	○				男女共同参画推進員	4		男女共同参画センター															
	H13. 4. 1				○	女性活躍推進課			女性活躍推進課															
	H13. 4. 1				○	男女共同参画センター			男女共同参画センター															
島根県	H14. 6. 1			○		男女共同参画審議会苦情処理専門部会			男女共同参画室															
岡山県	H14. 4. 1				○(有)	県民生活部男女共同参画青少年課			県民生活部男女共同参画青少年課															
広島県	H14. 4. 1				○	施策担当課			人権男女共同参画課、施策担当課、広報課															
山口県	H12. 10. 1				○(有)	男女共同参画課			男女共同参画課、県民相談室(8)															
徳島県	H14. 4. 1				○(有)	男女参画・人権課			男女参画・人権課、男女共同参画交流センター															
香川県	H14. 5. 17			○		香川県男女共同参画審議会(苦情処理専門委員会)	4		香川県政策部男女参画・県民活動課															
愛媛県	H14. 10. 1	○				愛媛県男女共同参画推進委員	3		愛媛県男女共同参画センター															
高知県	H16. 7. 1	○				高知県男女共同参画苦情調整委員	3		文化スポーツ部県民生活・男女共同参画課															
福岡県	H13. 10. 19				○(有)	男女共同参画推進課及び関係各課			男女共同参画推進課															
佐賀県	H13. 4. 1				○(有)	男女参画・女性の活躍推進課			男女参画・女性の活躍推進課、県民総合相談・情報提供窓口															
長崎県	H14. 4. 1			○		長崎県男女共同参画審議会(苦情処理部会)	3		長崎県男女参画・女性活躍推進室															
熊本県	H14. 4. 1				○(有)	熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課			男女参画・協働推進課、男女共同参画センター、各地域振興局															
大分県	H14. 6. 1	○				大分県男女共同参画苦情処理委員会	2		大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課、大分県消費生活・男女共同参画プラザ															
宮崎県	H15. 10. 1				○(有)	生活・協働・男女参画課			生活・協働・男女参画課															
鹿児島県	H14. 1. 1				○(有)	男女共同参画室及び担当課			男女共同参画室及び担当課															
	S52. 4. 1				○	広報課			広報課															
沖縄県	H15. 4. 1				○	子ども生活福祉部平和援護・男女参画課及び施策担当課			子ども生活福祉部平和援護・男女参画課及び施策担当課															

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型				苦情を処理する機関名	専従担当者数		苦情の受付を行う機関(窓口)	受付及び処理状況件数 (H28. 4. 1~29. 3. 31)										
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有) 庁内(審議会)		その他	常勤		非常勤	受付状況			処理状況						
											総数	前年度以前受付	当該年度受付	総数	処理済(回答済)	非該当、その他	未処理	審議会等にかけて	処理した苦情	みて処理したもの等の 担当課やセンター等の その他(男女共同参画)
札幌市	H15. 1. 1				○	男女共同参画課			男女共同参画課、男女共同参画センター	1		1	1	1					1	
	H13. 1. 1		○			市オンブズマン			市オンブズマン											
仙台市	H15. 7. 1				○(有)	市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課			①男女共同参画課 ②仙台市男女参画推進センター「エル・ソーラ仙台」											
さいたま市	H15. 10. 1	○				さいたま市男女共同参画苦情処理委員会		3	男女共同参画課											
千葉市	H15. 4. 1	○			○	男女共同参画苦情処理委員		2	男女共同参画課											
横浜市	H13. 7. 1	○				「性別による差別等の相談」専門相談員会議		1	男女共同参画センター横浜 相談センター(指定管理者 横浜市男女共同参画推進協会)											
	不明				○	政策局男女共同参画推進課			政策局男女共同参画推進課											
川崎市	H11. 4. 1				○(有)	市民文化局人権・男女共同参画室		3	2	市民文化局人権・男女共同参画室										
	H2. 11. 1		○			川崎市市民オンブズマン		5	6	川崎市市民オンブズマン事務局										
相模原市	H16. 4. 1	○				男女共同参画専門員		3	人権・男女共同参画課											
新潟市	H17. 4. 1	○				男女共同参画苦情処理委員		3	男女共同参画課											
静岡市	H15. 4. 1				○(有)	男女参画・多文化共生課			男女参画・多文化共生課											
浜松市	H15. 7. 1	○				男女共同参画苦情処理検討委員		4	ユニバーサル社会・男女共同参画推進課											
名古屋市	H14. 11. 1	○				名古屋市男女平等参画苦情処理委員		3	総務局総合調整部男女平等参画推進室											
京都市	H16. 4. 1	○				京都市男女共同参画苦情等処理専門員		3	(公財)京都市男女共同参画推進協会	1	1	1	1					1		
大阪市	H15. 7. 1	○				大阪市男女共同参画苦情処理委員		3	大阪市市民局男女共同参画課											
堺市	H14. 10. 1	○				堺市男女平等相談委員		3	男女共同参画推進課											
神戸市	H15. 10. 1	○				男女共同参画苦情処理委員		5	神戸市市民参画推進局参画推進部男女共同参画課	2		2	2	2				2		
岡山市	H13. 10. 1				○(有)	岡山市市民協働局女性が輝くまちづくり推進課			岡山市市民協働局女性が輝くまちづくり推進課											
広島市	H13. 9. 28				○(有)	男女共同参画課			男女共同参画課											
福岡市	H16. 10. 1				○	男女共同参画審議会(苦情処理部会)		5	男女共同参画課											
北九州市	H14. 4. 1				○	総務局男女共同参画推進課			総務局男女共同参画推進課											
熊本市	H21. 4. 1				○(有)	男女共同参画課		4	男女共同参画課											
計	77 (78)	25	2	8	43 (自治体数は38)	0		13	106			22	2	20	22	20	0	2	4	16

(備考)

1. 表中の「(有)」は、審議会等の意見聴取有である。
2. 計のうち、(78)は、1機関で2処理体制を有しているため。

男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等
(平成29年4月1日現在)

地方公共団体名	体制整備年 月日 (申出受付開始) 体制整備年 月日	処理体制の種類					地域連 絡協 議会 等 の 設 置 ・ 参 加 の 有 無 (注1)	地域連 絡協 議会 等 構 成 員 (注2)	人権 侵 害 事 案 を 処 理 す る 機 関	専従担当者 数		処理方法					受付 窓 口	(28 年 度 受 付 申 出 件 数)
		第三者 機 関 (男 女 共 同 参 画 に 限 る)	第三者 機 関 (行 政 一 般 を 取 り 扱 う)	既 存 審 議 会 の 活 用	庁 内 (審 議 会 等 の 意 見 聴 取 有)	その他				常 勤	非 常 勤	相 談 受 付	情 報 提 供	調 査 審 議	意見・ 助言・ 指導・ 勧告等	その他		
北海道	H14.9.1				○		3	道民生活課、各(総合)振興局環境生活課、道立女性相談援助センター			○	○				道民生活課、各(総合)振興局環境生活課、道立女性相談援助センター	2,258	
	H13.10.1	○					3	北海道男女平等苦情処理委員		2	○	○				道民生活課	0	
青森県	H14.4.1				○		1	1・2・4 女性相談所		2	○	○			一保時護	女性相談所	141	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 男女共同参画センター		1	○	○				男女共同参画センター	92	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 東地方福祉事務所		1	○	○				東地方福祉事務所	54	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 中南地方福祉事務所		1	○	○				中南地方福祉事務所	69	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 三戸地方福祉事務所		1	○	○				三戸地方福祉事務所	177	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 西北地方福祉事務所		1	○	○				西北地方福祉事務所	25	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 上北地方福祉事務所		1	○	○				上北地方福祉事務所	44	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 下北地方福祉事務所		1	○	○				下北地方福祉事務所	51	
岩手県	H15.4.1	○					3	岩手県男女共同参画調整委員		3			○	○		若者女性協働推進室	1	
	H18.4.1				○		1	1・2・3・4・5(警察、弁護士) 配偶者暴力相談支援センター(11か所)		15	○	○				福祉総合相談センター児童女性部、広域振興局保健福祉環境部等(9)、男女共同参画センター	2,120	
宮城県	H13.4.1				○		1	1・2・3・4 みやぎ男女共同参画相談室		2	○	○				みやぎ男女共同参画相談室	189	
	H14.4.1				○		1	1・2・3・4 女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)		8	3	○	○	一保時ケ ワ ー ク ス ク	女性相談センター	324		
	S33.10.1				○		1	1・2・3・4 保健福祉事務所				○	○	ケ ワ ー ク ス ク	保健福祉事務所	99		
	S43.4.1				○		3					○	○		雇用対策課内労働相談電話	1		
秋田県	H14.4.1	○					3	秋田県男女共同参画苦情調整員		3		○	○	○		次世代・女性活躍課	0	
	H14.4.1				○		1	2・3・4 配偶者暴力相談支援センター		9	○	○				女性相談所、県福祉事務所、男女共同参画センター(ハーモニー相談室)	664	
山形県	H13.4.1				○		3	県男女共同参画センター		2		○	○			県男女共同参画センター	1,270	
	不明				○		3	県総合支庁福祉担当課(村山、最上、置賜、庄内地域配偶者暴力相談支援センター)		8	○	○				県総合支庁福祉担当課(村山、最上、置賜、庄内地域配偶者暴力相談支援センター)	459	
	不明				○		3	県婦人相談所(中央配偶者暴力相談支援センター)		2	1	○	○			県婦人相談所(中央配偶者暴力相談支援センター)	1,534	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の種類					参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(28年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等 の意見聴取有 庁内(審議会)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
福島県	H14.4.1				○		3	配偶者暴力相談支援センター	10	33	○	○	○		一時保護・ケースワーク	①福島県女性のための相談支援センター ②福島県県北保健福祉事務所 ③福島県県中保健福祉事務所 ④福島県県南保健福祉事務所 ⑤福島県会津保健福祉事務所 ⑥福島県南会津保健福祉事務所 ⑦福島県相双保健福祉事務所 ⑧福島県男女共生センター	1,361	
	S47.6.1				○		3	中小企業労働相談所(雇用労政課内)		2	○	○				中小企業労働相談所(雇用労政課内)	28	
	H13.1.8				○		1	2・3・4・5(警察、法テラス等) 福島県男女共生センター		2	○	○				福島県男女共生センター相談室	71	
茨城県	H14.4.1				○		1	1・2・3・4 配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター)	1	7	○	○		一時保護 村への情報提供 市町	配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター)	2,046		
	H17.4.1				○		3	茨城県人権啓発推進センター		2	○	○	○			茨城県人権啓発推進センター	3	
栃木県	H23.4.1				○		1	1・2・3・4 とちぎ男女共同参画センター(配偶者暴力相談支援センター)	5	7	○	○		一時保護 ケースワーク	とちぎ男女共同参画センター(配偶者暴力相談支援センター)	591		
群馬県	S32.11.1				○		1	1・2・3・4 女性相談所	6	15	○	○				女性相談センター	1,484	
埼玉県	H12.10.1	○					3	埼玉県男女共同参画苦情処理機関		6			○	○		埼玉県県民生活部男女共同参画課	1	
	H14.4.1				○		1	1・2・3・4・5(警察、裁判所、弁護士会、医師会等) 埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県婦人相談センター)	3	3	○	○				埼玉県婦人相談センター	1,357	
	H14.4.1				○		1	1・2・3・4・5(警察、裁判所、弁護士会、医師会等) 埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県男女共同参画推進センター)	1	7	○	○		ケースワーク	埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま相談室)	503		
	S23				○		1	1・2・3・4・5(警察、裁判所、弁護士会、医師会等) 東部中央、西部、北部、秩父福祉事務所		24	○	○				東部中央、西部、北部、秩父福祉事務所	131	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	(注2) 地域連絡協議会等構成員	人権侵害 事案を 処理する 機関	専従担当者 数		処理方法					受付窓口	(28 年度受付) 申出 件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・ 助言・ 指導・ 勧告等	その他		
千葉県	H18. 11. 20	○					3	千葉県男女共同参画苦情処理委員		6	○	○	○			千葉県男女共同参画センター	0	
	H18. 8. 1				○		3	千葉県男女共同参画センター		22	○	○				女性のための総合相談	7,227	
	H18. 8. 1				○		3	千葉県男女共同参画センター		11	○	○				男性のための総合相談	789	
	H14. 4. 1				○		1	2・3・4・5(警察、弁護士等) 千葉県女性サポートセンター	3	14	○	○			ケースワーク 一時保護	千葉県女性サポートセンター	2,515	
	H15. 4. 1				○		3	千葉県労働相談センター		5	○	○				千葉県労働相談センター	16	
	H24. 10. 1				○(有)		3	障害者福祉課			○	○	○	○		障害者権利擁護センター	3	
	H18. 4. 1				○		3	健康福祉政策課				○				健康福祉政策課人権室	1	
	H18. 4. 1	○					3	一般社団法人千葉県人権センター			○	○				一般社団法人千葉県人権センター	0	
	H17. 4. 1				○		3	千葉県人事委員会			○					千葉県人事委員会	1	
	H15. 4. 1				○		3	高齢者福祉課		2	○	○				高齢者福祉課	0	
	H11. 4. 1				○(有)		3	教育総務課・教職員課・教育事務所・県立学校・ライフプラン相談室・子どもと親のサポートセンター		1	○	○	○	○		教育総務課・教職員課・教育事務所・県立学校・ライフプラン相談室・子どもと親のサポートセンター	0	
	H11. 4. 1				○(有)		3	総務課、男女共同参画課、各部主管課、ライフプラン相談室		1	○	○	○	○		総務課、男女共同参画課、各部主管課、ライフプラン相談室	45	
	H20. 4. 1				○		3	くらし安全推進課			○	○				犯罪被害等相談窓口	2	
	S50. 8. 21				○		1	1・2・3・4 男女共同参画課				○				報道広報課聴室	1	
	H16. 6. 1				○		3	配偶者暴力相談支援センター	14	35	○	○			ケースワーク 一時保護	健康福祉センター(習志野・市川・松戸・野田・印旛・香取・海浜・山武・長生・夷隅・安房・君津・市原)	2,162	
東京都	H13. 4. 1				○		1	2・3・4 東京ウィメンズプラザ	2	16	○	○	○	○		東京ウィメンズプラザ	23,730	
	H4. 4. 1				○		3	東京都女性相談センター		23	○	○			一時保護	東京都女性相談センター	26,644	
	H1. 4. 1				○		3	東京都労働相談情報センター			○	○			労働 あっせん ラベル	東京都労働相談情報センター	1,555	
	H10. 4. 1				○		3	公益財団法人東京都人権啓発センター		3	○					公益財団法人東京都人権啓発センター	76	
神奈川県	S57. 4. 1				○		1	1・2・3・4・5(医師会、弁護士会等) かながわ男女共同参画センター	4	11	○	○			ケースワーク 一時保護 支援	かながわ男女共同参画センター(配偶者暴力相談支援センター)	5,638	
	S25. 7. 1				○		1	1・2・3・4・5(医師会、弁護士会等) 女性相談所	10	14	○	○			一時保護 支援	女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)	2,646	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等構成員 参加の有無(注1) ・ 地域連絡協議会等の設置・	人権侵害 機 関 を 処 理 す る 機 関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(28年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等 の 意 見 聴 取 有 無 (審議会 庁内)	その他			常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
新潟県	S31. 9. 1				○		3	労働相談所	6	6	○	○				新潟・長岡・上越労働相談所	62
	S32. 4. 1				○		1	1・2・3・4 新潟県女性福祉相談所	4	1	○	○			一時保護スク ー	新潟県女性福祉相談所	265
	H14. 8. 1				○ (有)		1	1・2・3・4 男女平等推進相談室		3	○	○				男女平等推進相談室	11
	H28. 12. 1					法人に委託 公益社団	3	性暴力被害者支援センターに いた		19	○	○				性暴力被害者支援センターに いた	0
富山県	S31. 3				○		3	労働雇用課		2	○	○				労働雇用課	2
	不明				○		3	少子化対策・県民活躍課			○	○				少子化対策・県民活躍課	0
	H9. 4. 24				○		3	富山県民共生センター		2	○	○				富山県民共生センター	189
	S32. 11. 1				○		3	女性相談センター	1	5	○	○				女性相談センター	2, 967
石川県	不明				○		1	1・2・3・4 石川県女性センター		11	○	○				石川県女性センター	55
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4 石川県女性相談支援センター	2	3	○	○				石川県女性相談支援センター	1, 552
福井県	H13. 3. 1				○ (有)		3	福井県人権センター		2	○	○				福井県人権センター	3
	H7. 7. 1				○		3	生活学習館		3	○	○				生活学習館	1, 323
	H18. 4. 1				○		3	総合福祉相談所		1	○	○				総合福祉相談所	242
	H18. 4. 1				○		3	福井健康福祉センター		1	○	○				福井健康福祉センター	70
	H18. 4. 1				○		3	坂井健康福祉センター		1	○	○				坂井健康福祉センター	165
	H18. 4. 1				○		3	丹南健康福祉センター		1	○	○				丹南健康福祉センター	167
	H18. 4. 1				○		3	奥越健康福祉センター		1	○	○				奥越健康福祉センター	86
	H18. 4. 1				○		3	二洲健康福祉センター		1	○	○				二洲健康福祉センター	232
	H18. 4. 1				○		3	若狭健康福祉センター		1	○	○				若狭健康福祉センター	73
	H15. 4. 1				○		3	福井県総合政策部ふるさと 県民局女性活躍推進課			○					福井県総合政策部ふるさと 県民局女性活躍推進課	0
山梨県	S31. 11. 1				○		1	1・2・3・4 山梨県女性相談所		4	○	○			一保時護	山梨県女性相談所	1, 676
	H7. 5. 30				○		1	1・2・3・4 山梨県立男女共同参画推進センター		2	○	○				山梨県立男女共同参画推進センター	710
長野県	H13. 4. 1				○		1	1・2・3・4 長野県男女共同参画センター		2	○	○				長野県男女共同参画センター	104
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4 長野県女性相談センター	2	2	○					長野県女性相談センター	625

地方公共団体名	体制整備年 月日 (申出受付開始) 体制整備年 月日	処理体制の種類					参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	(注2) 地域連絡協議会等構成員	人権侵害 機 関 を 処 理 す る	専従担当者 数		処理方法					受付 窓 口	(28 年 度 受 付) 申 出 件 数
		(男女共同参画に限る) 第三者機関	(行政一般を取り扱う) 第三者機関	既存審議会の活用	等 の 意 見 聴 取 有 り の 審 議 会 内 部	その他				常勤	非常勤	相談 受 付	情 報 提 供	調 査 審 議	意 見 ・ 助 言 ・ 指 導 ・ 勸 告 等	その他		
岐阜県	H18. 4. 1				○ (有)		1	1・2・ 3・4	女性の活躍支援センター・ 男女共同参画プラザ			○	○				岐阜県健康福祉部子ども・ 女性局女性の活躍推進課	169
	H14. 4. 1				○ (有)		1	1・2・ 3・4	配偶者暴力相談センター	3	10	○	○	○			女性相談センター	1,402
	H18. 4. 1				○ (有)		1	1・2・ 3・4	配偶者暴力相談センター	8		○	○	○			県事務所福祉課、岐阜地域 福祉事務所	100
静岡県	H13. 7. 31	○					1	1・2・ 3・4	男女共同参画センター		3	○	○				男女共同参画センター	443
	H13. 4. 1				○		1	1・2・ 3・4	男女共同参画課	10		○	○				男女共同参画課	0
	H14. 4. 1				○		1	1・2・ 3・4	女性相談センター、賀茂・ 東部・中部・西部健康福祉 センター	4	5	○	○				女性相談センター、賀茂・ 東部・中部・西部健康福祉 センター	841
愛知県	S32. 1. 1				○		3		女性相談センター	8	11	○	○		○	一保 時 護 理	女性相談センター	2,763
三重県	H6. 10. 1					指 定 公 益 財 団 法 人 の 管 理 者	1	1・2・ 4	三重県男女共同参画セン ター	2	1	○					三重県男女共同参画セン ター	2,594
	H8. 11. 1				○		3		三重県人権センター	2	4	○	○				三重県人権センター	17
	H14. 4. 1				○		1	2・3・ 4	三重県配偶者暴力相談支援 センター	4	3	○	○			ケ ー ス フ ォ ク 一 時 保 護	三重県配偶者暴力相談支援 センター	462
	H5. 2. 1				○		1	1・2・ 4	三重県労働相談室（労働関 係の相談窓口）	4		○	○				三重県労働相談室（労働関 係の相談窓口）	5
滋賀県	S32. 4. 1				○		1	2	中央子ども家庭相談セン ター		3	○	○				中央子ども家庭相談セン ター	407
	H13. 4. 1				○		1	2	彦根子ども家庭相談セン ター		2	○	○				彦根子ども家庭相談セン ター	136
	H14. 4. 1				○		1	2・3	滋賀県立男女共同参画セン ター		3	○	○				滋賀県立男女共同参画セン ター	3,309
京都府	H8. 4. 1				○		1	2・3・ 5(弁 護 士 会 、 医 師 会 等)	男女共同参画センター		4	○	○		○		男女共同参画センター	2,826
	H22. 4. 1				○		1	2・3・ 5(弁 護 士 会 、 医 師 会 等)	家庭支援総合センター	8	7	○	○		○		家庭支援総合センター	6,253
	H22. 5. 26				○		1	2	南部家庭支援センター（宇 治児童相談所）	2	2	○	○		○		南部家庭支援センター（宇 治児童相談所）	1,754
	H22. 5. 26				○		1	2	北部家庭支援センター（福 知山児童相談所）	1	1	○	○		○		北部家庭支援センター（福 知山児童相談所）	1,088
	H27. 8. 10				○		3		京都性暴力被害者ワンズ トップ相談支援センター		1	○	○				京都性暴力被害者ワンズ トップ相談支援センター	1,324

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	(注2) 地域連絡協議会等構成員	人権侵害 機 関 を 処 理 す る	専従担当者 数		処理方法						受付窓 口	(28 年度受 付) 申出件 数	
		(男女共同参画に限る) 第三者機関	(行政一般を取り扱う) 第三者機関	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他				
大阪府	H6. 11. 11				○		1	2・3・4	大阪府立男女共同参画・青少年センター	2	17	○	○				○	カ ウ ン セ	大阪府立男女共同参画・青少年センター	3,808
	S31. 11. 16				○		1	2・3・4・5 (医師会、弁護士会等)	大阪府女性相談センター	17	15	○	○					ケ ー ス ワ ー ク 等 の 一 時 保 護	大阪府女性相談センター	4,332
	H14. 4. 1				○		1	2・3・4・5 (医師会、弁護士会等)	大阪府子ども家庭センター		6	○	○					ケ ー ス ワ ー ク 等 の 同 行 支 援 一 時 保 護 施 設	大阪府子ども家庭センター	1,672
	H1. 4. 1				○		3		大阪府総合労働事務所	14	11	○	○						大阪府総合労働事務所	156
	H5. 4. 1				○		3		教育センター	2	6	○	○						教育センターすこやか教育相談	35
兵庫県	H14. 10. 1	○					3		男女共同参画申出処理委員事務局		3	○	○	○	○				男女共同参画申出処理委員事務局	0
	H4. 10. 1				○		3		県立男女共同参画センター		3	○	○						県立男女共同参画センター	3,697
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	女性家庭センター		9	○	○						女性家庭センター	2,591
奈良県	S61. 4. 1				○		3		奈良県女性センター		5	○	○						奈良県女性センター	64
	H14. 4. 1				○		3		中央こども家庭相談センター	2	4	○	○				一保 時 護	中央こども家庭相談センター	1,085	
	H14. 4. 1				○		3		人権施策課	1		○	○						人権施策課	3
和歌山県	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	子ども・女性・障害者相談センター	7	13	○	○				一保 時 護	子ども・女性・障害者相談センター	742	
	H25. 7. 16				○		3		性暴力支援センター和歌山わかやまマイン	1		○	○				ケ ー ス ワ ー ク	性暴力支援センター和歌山わかやまマイン	539	
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	男女共同参画センター		6	○	○						男女共同参画センター	134
鳥取県	H13. 4. 1				○		1	1・2・3・4	男女共同参画センター	1	6	○	○						男女共同参画センター	1,335
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	福祉相談センター(配偶者暴力相談支援センター)		1	○	○						福祉相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	115
	H16. 4. 1				○		1	1・2・3・4	中部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)		1	○	○						中部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)	156
	H16. 4. 1				○		1	1・2・3・4	西部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)		1	○	○						西部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)	243
島根県	H17. 10. 1				○		1	1・2・3・4	人権啓発推進センター			○	○						人権啓発推進センター	1
	S32. 4. 1				○		1	1・2・3・4・5 (病院)	女性相談センター・県内児童相談所(相談室)	4	11	○	○						女性相談センター・県内児童相談所(相談室)	3,802
岡山県	H11. 4. 1				○		3		男女共同参画推進センター		3	○	○						男女共同参画推進センター	406
	H14. 4. 1				○		3		女性相談所・県民局		8	○	○				一保 時 護	女性相談所・県民局	788	
	H11. 4. 1				○		3		教育庁教育政策課			○	○						教育庁教育政策課	0
	H26. 4. 1				○		3		教育行政相談窓口			○	○						教育庁教育政策課	2

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等構成員 (注2) 参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	人権侵害 機関 を処理する	専従担当者数		処理方法						受付窓口	(28年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他			常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他			
																その他		
岡山県	H11.4.1				○		3	教育庁教職員課			○					教育庁教職員課	0	
	H11.7				○		3	教育庁義務教育課生徒指導推進室			○	○				教育庁義務教育課生徒指導推進室	0	
	H11.4.1				○		3	教育庁人権教育課			○	○				教育庁人権教育課	2	
	H11.7				○		3	総合教育センター			○	○				総合教育センター	0	
	H13.4.1				○		3	人権施策推進課			○	○				人権施策推進課	2	
広島県	H14.4.1				○		3	人権男女共同参画課、施策担当課			○					人権男女共同参画課、施策担当課	0	
	H14.4.1				○		1	2・3・4・5(警察) こども家庭センター	3	12	○	○			ケースワーク 一時保護	こども家庭センター	651	
	H14.4.1				○		3	広島県女性総合センター		1	○	○				広島県女性総合センター	315	
山口県	H12.10.1				○(有)		3	男女共同参画相談センター		7	○	○	○			男女共同参画相談センター、県民相談室	347	
徳島県	H9.5.7				○		3	男女共同参画交流センター		2	○	○				男女共同参画交流センター	19	
	H19.4.28				○		3	徳島県立人権教育啓発推進センター			○					徳島県立人権教育啓発推進センター	2	
	H12.4.1				○		3	労働雇用戦略課			○	○				労働雇用戦略課	2	
	H14.11.1					公団 益社人	3	(公社)徳島県労働者福祉協議会		2	○	○				(公社)徳島県労働者福祉協議会	23	
	H14.4.1				○		3	中央こども女性相談センター		6	○	○			文書作成支援等 支援、法律相談、 他機関への同行	中央こども女性相談センター	2,598	
	H22.4.1				○		3	南部こども女性相談センター		2	○	○			文書作成支援等 支援、法律相談、 他機関への同行	南部こども女性相談センター	472	
	H22.4.1				○		3	西部こども女性相談センター		2	○	○			文書作成支援等 支援、法律相談、 他機関への同行	西部こども女性相談センター	586	
香川県	H14.5.1				○		3	かがわ男女共同参画相談プラザ		2	○	○	○			かがわ男女共同参画相談プラザ	77	
	H14.4.1				○		3	子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	5	9	○	○			調査、ワーカー、 一時保護	子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	671	
	H19.4.1				○		3	人権相談窓口 (人権・同和政策課内)	1		○	○				人権相談窓口 (人権・同和政策課内)	0	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の種類					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害 機 関 を 処 理 す る 機 関	専従担当者 数		処理方法					受付窓 口	(28 年度受 付) 申出件 数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等 の 意 見 聴 取 有 り の 審 議 会 内 (審議 会)	その他				常勤	非常勤	相談受 付	情報提 供	調査審 議	意見・ 助言・ 指導・ 勸告等	その他		
愛媛県	H14.10.1	○					3	愛媛県男女共同参画推進委員		3			○	○		愛媛県男女共同参画センター	0	
	S62.11.1				○		1	1・2・3・4 愛媛県男女共同参画センター (愛媛県配偶者暴力相談支援センター)			3	○	○			愛媛県男女共同参画センター	211	
	S32.7.1				○		1	2・3・4 愛媛県福祉総合支援センター (愛媛県配偶者暴力相談支援センター)	3	2	○	○				愛媛県福祉総合支援センター	295	
高知県	S31.12.1				○		1	1・2・3・4 女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)	5	8	○	○			一保時 護	女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)	1,885	
	H11.1.29				○		3	こうち男女共同参画センター「ソアレ」		3	○					こうち男女共同参画センター「ソアレ」	1,650	
福岡県	H14.4.1				○		1	1・2・3・4 福岡県配偶者暴力相談支援センター(10か所)	44	1	○	○				福岡県配偶者暴力相談支援センター(10か所)	2,342	
	H8.11.22				○		3	福岡県男女共同参画センター	1	7	○	○				相談室	4,141	
佐賀県	H7.4.1				○		3	佐賀県立男女共同参画センター		7	○	○		○		佐賀県立男女共同参画センター	4,361	
	S33.1				○		3	佐賀県婦人相談所		3	○	○		一保時 護	佐賀県婦人相談所	534		
長崎県	H14.4.1				○		3	男女共同参画推進センター		2	○	○				男女共同参画推進センター	14	
	H17.4.14				○		3	長崎県人権教育啓発センター				○	○			長崎県人権教育啓発センター	0	
	H14.4.1				○		3	長崎こども・女性・障害者支援センター	2	2	○					長崎こども・女性・障害者支援センター	1,149	
	H19.4.1				○		3	佐世保こども・女性・障害者支援センター	1	1	○					佐世保こども・女性・障害者支援センター	237	
	H28.4.1				○		3	性暴力被害者支援「サポートながさき」 (公益財団法人長崎犯罪被害者支援センター内)	1	2	○	○		○	ケー リス ク	性暴力被害者支援「サポートながさき」 (公益財団法人長崎犯罪被害者支援センター内)	286	
熊本県	H12.9.1				○		3	熊本県男女共同参画センター		7	○	○				熊本県女性総合相談室	62	
	H14.4.1				○		1	2・3・4 女性相談センター	5	12	○	○		一保時 ケ リス ク	女性相談センター	1,011		
	H27.6.1					公益社 団法人 へ委 託	3	性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」	1	38	○	○		病 機 関 等 へ の 付 き 添 い	性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」	588		
	H14.10.1				○		3	人権同和政策課(人権センター)	1		○	○				人権同和政策課(人権センター)	0	
大分県	H14.6.1	○					3	大分県男女共同参画苦情処理委員		2			○	○		大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課、大分県消費生活・男女共同参画プラザ	0	
	H14.6.1				○		1	1・2・3・4 大分県消費生活・男女共同参画プラザ、大分県婦人相談所	4		○	○				大分県消費生活・男女共同参画プラザ、大分県婦人相談所	732	
宮崎県	S32.4.1				○		1	1・2・3・4 宮崎県女性相談所	1	7	○	○				宮崎県女性相談所	1,516	
	H13.9.4				○		1	1・2・3・4 宮崎県男女共同参画センター	2	1	○					宮崎県男女共同参画センター	179	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害 機 関 を 処 理 す る 機 関	専従担当者 数		処理方法					受付窓口	(28 年度 受付) 申出 件数	
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・ 助言・ 指導・ 勧告等	その他			
鹿児島県	H14. 4. 1				○		1	1・2・ 3・4・ 5(警 察、裁 判所)	鹿児島県女性相談センター	4	5	○	○				被害者救済等 一時保護	鹿児島県女性相談センター	420
	H15. 4. 22				○ (有)		1	1・2・ 3・4・ 5(警 察)	鹿児島県男女共同参画セン ター		3	○	○					鹿児島県男女共同参画セン ター	566
	H19. 4. 1				○		1	1・2・ 3・4・ 5(警 察)	鹿児島地域振興局保健福祉 環境部			○	○					鹿児島地域振興局保健福祉 環境部	0
	H19. 4. 1				○		1	2・ 5(警 察)	南薩地域振興局保健福祉環 境部			○	○					南・地域振興局保健福祉環 境部	4
	H19. 4. 1				○		1	1・2・ 3・ 5(警 察)	北薩地域振興局保健福祉環 境部			○	○					北薩地域振興局保健福祉環 境部	6
	H19. 4. 1				○		1	1・ 2・ 3・ 4・5 (警 察、医 師会、 社協)	始良・伊佐地域振興局保健 福祉環境部			○	○					始良・伊佐地域振興局保健 福祉環境部	6
	H19. 4. 1				○		1	1・ 2・ 3・5 (警 察)	大隅地域振興局保健福祉環 境部			○	○					大隅地域振興局保健福祉環 境部	9
	H19. 4. 1				○		1	2・ 3・5 (警 察)	熊毛支庁保健福祉環境部			○	○					熊毛支庁保健福祉環境部	1
	H19. 4. 1				○		1	1・2・ 3・4・ 5(警 察)	大島支庁保健福祉環境部			○	○					大島支庁保健福祉環境部	5
沖縄県	H8. 4. 1	○					1	2	(公財) おきなわ女性財団		8	○	○					(公財) おきなわ女性財団	435
	H14. 4. 1				○		1	1・2・ 3・4	配偶者暴力相談支援セン ター		13	○	○					①沖縄県配偶者暴力相談支 援センター(女性相談所) ②北部配偶者暴力相談支援 センター(北部福祉保健 所) ③中部配偶者暴力相談支援 センター(中部福祉保健 所) ④南部配偶者暴力相談支援 センター(南部福祉保健 所) ⑤宮古配偶者暴力相談支 援センター(宮古福祉保 健所) ⑥八重山配偶者暴力相談 支援センター(八重山福祉 保健所)	2,041
札幌市	H15. 9. 1				○		3		男女共同参画センター			○	○					男女共同参画センター	19
	H17. 11. 15				○		3		配偶者暴力相談支援セン ター		10	○	○					配偶者暴力相談支援セン ター、札幌市男女共同参 画室	1,338
	H14. 4. 1				○		3		各区健康・子ども課母子・ 婦人相談員		18	○	○					各区健康・子ども課母子・ 婦人相談員	991
	H24. 10. 1				○		3		性暴力被害相談センター SACRACH(さくらこ)		7	○	○					性暴力被害相談センター SACRACH(さくらこ)	348

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等構成員 (注2) 参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	人権侵害 機 関 を 処 理 す る	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(28年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他			常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
仙台市	H15. 7. 1				○ (有)	3	市民局男女共同参画課				○	○	○	○		仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	20
	S62. 5. 1				○	3	仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	2	6	○	○					仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	1,099
	不明				○	3	各区役所家庭健康課		23	○	○					各区役所家庭健康課	1,429
さいたま市	H16. 5. 1				○	1	2・3・4 男女共同参画課(男女共同参画推進センター)	2	14	○	○					男女共同参画課(男女共同参画推進センター)	1,290
千葉市	H6. 10				○	3	千葉市男女共同参画センター		12	○	○					千葉市男女共同参画センター	585
	H15. 4. 1	○			○	3	男女共同参画苦情処理委員	2		○	○	○	○			男女共同参画課	0
	H4. 4. 1				○	3	配偶者暴力相談支援センター		11	○	○			ワークス等	配偶者暴力相談支援センター	2,102	
横浜市	H13. 7. 1	○				3	「性別による差別等の相談」専門相談員会議	1		○	○	○	○			男女共同参画センター横浜相談センター(指定管理者横浜市男女共同参画推進協会)	3
	H23. 9. 1				○	3	横浜市DV相談支援センター	8	2	○	○					横浜市DV相談支援センター	1,062
川崎市	H14. 5. 1	○				3	川崎市人権オンブズパーソン	3	7	○	○	○	○			川崎市人権オンブズパーソン	29
	H28. 4. 1				○	3	川崎市DV相談支援センター		2	○	○	○				川崎市DV相談支援センター	133
相模原市	H16. 4. 1	○				3	男女共同参画専門員		3	○	○	○	○			人権・男女共同参画課	0
	H24. 10. 2				○	3	相模原市配偶者暴力相談支援センター		19	○	○			証明書発行の 支援等	相模原市配偶者暴力相談支援センター	968	
新潟市	H3. 8. 1				○	3	男女共同参画推進センター		6	○	○					男女共同参画推進センター(こころの相談)	276
	H17. 4. 1				○	3	男女共同参画推進センター		6	○						男女共同参画推進センター(こころからの専門相談)	18
	H27. 7. 1				○	3	男女共同参画推進センター		4	○						男女共同参画推進センター(男性電話相談)	32
	H5. 4. 1				○	3	雇用政策課		4	○						雇用政策課(女性労働問題相談)	32
	H24. 7. 1				○	3	配偶者暴力相談支援センター		4	○	○					配偶者暴力相談支援センター	662
	H19. 4. 1				○	3	東区健康福祉課		2	○	○					東区健康福祉課女性相談員	1,906
	S32. 1. 1				○	3	中央区健康福祉課		1	○	○					中央区健康福祉課女性相談員	260
	H25. 12. 1				○	3	江南区健康福祉課		1	○	○					江南区健康福祉課女性相談員	542
	S32. 4. 1				○	3	秋葉区健康福祉課		2	○	○					秋葉区健康福祉課女性相談員	767
	H25. 12. 1				○	3	西区健康福祉課		1	○	○					西区健康福祉課女性相談員	1,193
	H26. 1. 1				○	3	西蒲区健康福祉課		1	○	○					西蒲区健康福祉課女性相談員	31
S34. 10. 1				○	3	広聴相談課市民相談室市民相談(民事・法律)		4	○						広聴相談課市民相談室市民相談(民事・法律)	27	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型						地域連絡協議会等構成員 参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	(注2) 地域連絡協議会等構成員	人権侵害 機 関 を 処 理 す る	専従担当者数		処理方法						受付窓口	(28年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等 の 意 見 聴 取 有 り の 庁 内 (審議会)	その他	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・	勧告等	その他		
静岡市	H15. 6. 25	○						3		静岡市男女共同参画専門相談委員会		3	○	○	○			男女参画・多文化共生課	0	
	H4. 9. 17						管理者 指定者	3		静岡市女性会館「女性のための相談室」	1	5	○	○				静岡市女性会館	94	
	H27. 7. 1				○			3		静岡市配偶者暴力相談支援センター	3	3	○	○	○		一保 時護	静岡市配偶者暴力相談支援センター	611	
浜松市	H15. 7. 1	○						3		男女共同参画苦情処理検討委員		4			○	○		ユニバーサル社会・男女共同参画推進課	0	
	H26. 1. 1				○			3		配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)		6	○	○				配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)	215	
名古屋市	H14. 11. 1	○						3		名古屋市男女平等参画苦情処理委員		3			○	○		総務局総合調整部男女平等参画推進室	0	
	H15. 6. 24				○			3		名古屋市男女平等参画推進センター	1	7	○	○				総務局総合調整部男女平等参画推進センター	1,051	
	H19. 7. 20				○			1	1・2・3・4・5(警察、裁判所、弁護士会、医師会等)	名古屋市配偶者暴力防止センター	4	4	○	○			ケースワーク等	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課	640	
京都市	H16. 4. 1	○						3		京都市男女共同参画センター	1	4	○	○				京都市男女共同参画センター(女性のための暴力相談)	893	
	H23. 10. 3				○			3		京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センター	6		○	○			同行等	京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センター	2,656	
	H25. 4. 1				○			3		京都市男女共同参画センター			○	○		○		京都市男女共同参画センター(男性のためのDV電話相談)	30	
大阪市	H5. 7. 1				○			1	1・2・3・4	男女共同参画センター	3	15	○	○		○		男女共同参画センター	375	
	H14. 4. 1				○			1	1・2・3・4	各区保健福祉センター(24区)	25		○	○		○	一保 時護	各区保健福祉センター(24区)	1,476	
	H23. 8. 1				○			1	1・2・3・4	配偶者暴力相談支援センター	2	3	○	○		○	ケ ー ス ワ ー ク 等	配偶者暴力相談支援センター	1,312	
	H22. 10. 4				○			1	1・2・3・4	人権啓発・相談センター	5	7	○	○		○		人権啓発・相談センター	161	
堺市	H14. 10. 1	○						3		堺市男女平等相談委員		3	○	○	○	○		男女共同参画推進課	0	
	H12. 10. 11				○			3		男女共同参画推進課(男女共同参画交流の広場)			○	○				男女共同参画交流の広場(女性の悩みの相談)	326	
	H24. 1. 20				○			3		男女共同参画推進課(男女共同参画交流の広場)			○	○				男女共同参画交流の広場(男性の悩みの相談)	62	
	H8. 4. 1				○			1	1・2・3・4・5(弁護士)	各区役所子育て支援課		12	○	○			一 ケ ー ス ワ ー ク 等	各区役所女性相談	2,807	
	H24. 7. 1				○			1	1・2・3・4・5(弁護士)	子ども家庭課		2	○	○			一 ケ ー ス ワ ー ク 等	配偶者暴力相談支援センター	284	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型						地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害 機 関 を 処 理 す る	専従担当者 数		処理方法						受付窓口	(28 年度 申出 件数 受付)
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他	常勤				非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・ 助言・ 指導・ 勧告等	その他				
神戸市	H14. 9. 1				○		1	3	男女共同参画センター	3	7	○	○				男女共同参画センター	214		
	H18. 11. 1				○		1	3	配偶者暴力相談支援センター	2		○	○				配偶者暴力相談支援センター	3, 772		
岡山市	H14. 4. 1				○		3		岡山市男女共同参画相談支援センター		5	○	○				岡山市男女共同参画相談支援センター	2, 797		
広島市	H21. 12. 1				○		1	1・2・ 3・4	広島市配偶者暴力相談支援センター	1	3	○	○		○		広島市配偶者暴力相談支援センター	684		
	H25. 10. 1					委 託 N P O に	1	1・2・ 3・4	広島市配偶者暴力相談支援センター(土・日DV電話相談)		10	○	○		○		広島市配偶者暴力相談支援センター(土・日DV電話相談)	136		
	H24. 4. 1					指 定 管 理 者 が 実 施	3		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)		9	○	○				女性のためのなんでも相談	45		
	H24. 4. 1					指 定 管 理 者 が 実 施	3		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)		3	○	○				男性のためのなんでも相談	4		
福岡市	S63. 11. 3				○		3		福岡市男女共同参画推進センター・アミカス		5	○	○				相談室	521		
	H22. 12. 1				○		4 (配 暴 セ ン タ ー の 主 管 課)	1・2・ 3・4・ 5(警 察、 検 察、 法 院、 弁 護 士 会、 医 師 会 等)	配偶者暴力相談支援センター	1		○	○				配偶者暴力相談支援センター	454		
北九州市	H14. 10				○		3		男女共同参画センター・ムーブ相談室			○	○				男女共同参画センター・ムーブ相談室	131		
	H18. 4. 18				○		1	1・2・ 3・4	北九州市配偶者暴力相談支援センター	1		○	○				北九州市配偶者暴力相談支援センター	291		
熊本市	H4. 4. 1				○ (有)		1	2	男女共同参画課		3	○	○				男女共同参画課総合相談室	100		
	H26. 10. 1				○ (有)		1	2	配偶者暴力相談支援センター	2	11	○	○				配偶者暴力相談支援センター	1, 276		
計	234 (235)	19	1	0	207	8	96			354	1, 084	223	211	26	38	44		223, 410		

(備考) 計のうち、(235)は、1機関で2処理体制を有しているため。

(注1) 地域連絡協議会は、人権侵害の被害者救済に関わる国・地方公共団体の各種機関、民間団体等により設置されるものであり、最新の課題や人権侵害の状況、処理困難事例に関する解決手法などの情報共有、相互の連携強化、合同での研修の場の確保等を目的とする。

- 1 設置されており、参加している
- 2 設置されているが参加していない
- 3 無い又は把握していない
- 4 その他

(注2) 地域連絡協議会等が設置されている場合のその構成員について、表中の数字の区分は次のとおり。

- 1 国の機関
- 2 都道府県の機関
- 3 市町村の機関
- 4 民間団体
- 5 その他